



鳥取県公報

令和4年3月11日（金）
号外第11号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（3）（財政課）・・・・・・・・・・ 3 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 （4）（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
◇ 人委規則	職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（1）（給与課）・・・・・・ 13 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（2）（〃）・・・・ 15 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（3）（〃）・・・・・・・・・・・・・・ 34
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（1）（総務課）・・・・・・・・・・・・・・ 35

公布された条例のあらまし

◇鳥取県基金条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 臨時財政対策債の償還に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資するため、及び令和6年度に鳥取県において全国健康福祉祭（ねんりんピック）を開催するために必要な経費に充てるため、新たな基金を設置する。
- (2) 設置目的に定める事業が終了した基金を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県臨時財政対策債償還基金	臨時財政対策債の償還に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。
鳥取県ねんりんピック基金	令和6年度に鳥取県において全国健康福祉祭を開催するために必要な経費に充てること。

- (2) 鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止する。
- (3) 施行期日は、令和4年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布の日とする。

◇病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

救急医療を担う県立病院に勤務する看護職員等に対する給与上の特別の処遇の措置を目的として、救急医療機関勤務臨時手当を新設する。

2 条例の概要

- (1) 当分の間、感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師等に対し、救急医療機関勤務臨時手当を支給する。
- (2) 施行期日は、公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
29 鳥取県新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するため必要な経費の財源に充当	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。	29 鳥取県新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するため必要な経費の財源に充当	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。
			(2) (1) のほ					(2) (1) のほ	

			か、 一 般 計 入 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し 基 に 立 て 金 積 立 て					か、 一 般 計 入 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し 基 に 立 て 金 積 立 て
30 鳥 取県 臨時 財政 対策 債償 還基 金	地方 財政法 (昭和 23年法 律 第 109 号) 第 33条の 5の2 第1項 に規定 する地 方 債 (以下 「臨時 財政対 策債」 とい う。)の 償還に 必要な 財源を 確保し、 県財政 の健全な 運営に 資する こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	臨時 財政対 策債の 償還の 財源に 充てる とき。				
31 鳥 取県 ねん りん	令和 6年度 に鳥取 県にお	一般会 計歳入 歳出予 算に定	(1) 一 般 会 計 歳 入	当該 基金の 設置目 的を達				

ピック基金	いて全国健康福祉祭を開催するために必要な経費に充てること。	める額	歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に立て	成するために必要な経費の財源に充てるとき。					
-------	-------------------------------	-----	---	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第2 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県市町村	次の経費を対象として、	一般会計歳入歳出予算に計	一般会計歳入歳出予算に計	財政運営上特に必要があ

別表第2 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県市町村	次の経費を対象として、	一般会計歳入歳出予算に計	一般会計歳入歳出予算に計	財政運営上特に必要があ

<p>金貸付基金</p>	<p>市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。 (1) 地方財政法第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費</p>	<p>上して当該基金に積立て</p>	<p>上して整理</p>	<p>ると認めるとき。</p>	<p>金貸付基金</p>	<p>市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。 (1) 地方財政法 (昭和23年法律第109号)第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費</p>	<p>上して当該基金に積立て</p>	<p>上して整理</p>	<p>ると認めるとき。</p>
<p>略</p>					<p>略</p>				

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
27 鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	27 鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

金に 積立 て	28 鳥 取県 ホス トタ ウン 等新 型コ ロナ ウイ ルス 感染 症対 策基 金	東京 オリ ンピ ック 競技 大会 及び 東京 パ ラリン ピック 競技 大会 の開 催に 関し 、ホ スタ ウン 及び 事前 キャン プ地 にお いて 選手 等 を受け 入れる に際 して の新 型コ ロ ナウ イ ルス 感 染 症 (新 型 イン フル エン ザ等 対 策特 別 措置 法等 の一 部を 改正 する 法 律 (令 和 3年 法 律第 5号) 第 1条 の	一般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 定 める 額	金に 積立 て	(1) 一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し て、 当 該 基 金 の 設 置 目 的 を 達 成 す る た め に 必 要 な 経 費 の 財 源 に 充 当 (2) (1) の ほ か、 一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し て 金 に 積 立 て	当 該 基 金 の 設 置 目 的 を 達 成 す る た め に 必 要 な 経 費 の 財 源 に 充 て る と き。
---------------	---	--	---	---------------	---	--

<p><u>（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）</u> の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図るこ</p>	<p>達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計入歳出算予に計上して金に積立て</p>	<p>その事業継続及び経営の安定化を図ること。</p>	<p>達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計入歳出算予に計上して金に積立て</p>
---	--	-----------------------------	--

	と。								
<u>29</u>	略								
<u>30</u>	略								
<u>30</u>	略								
<u>30</u>	略								
<u>31</u>	略								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当、救急医療機関勤務臨時手当、</u>時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当、</u>期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p><u>(救急医療機関勤務臨時手当)</u></p> <p>第13条 <u>救急医療機関勤務臨時手当は、当分の間、感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師その他企業管理規程で定める職にある職員に対して支給する。</u></p> <p>(臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 会計年度任用職員の給与の額、種類、支給方法その他給与の支給については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。<u>この場合において、同条例第16条の15第3項中「特殊勤務手当」とあるのは、「特殊勤務手当、救急医療機関勤務臨時手当」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>時間外勤務手当、</u>休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当、</u>期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p>第13条 <u>削除</u></p> <p>(臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 会計年度任用職員の給与の額、種類、支給方法その他給与の支給については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。

人 事 委 員 会 規 則

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第1号

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																
<p>(第1号会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>171,000円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>10,060円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,320円</u></td> </tr> <tr> <td>勤務1回当たりの額</td> <td style="text-align: right;"><u>22,440円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 給与条例第16条の15第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>393,000円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>19,170円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 給与条例第16条の15第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級及び同号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める職務の級及び同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">給料表</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職 務 の 級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">報酬の額の上限</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">月額</th> <th style="text-align: center;">日額</th> <th style="text-align: center;">時間額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育職 給料表 (1)</td> <td style="text-align: center;">特 2</td> <td style="text-align: right;"><u>434,900</u></td> <td style="text-align: right;"><u>21,210円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,770円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">級</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育職 給料表</td> <td style="text-align: center;">特 2 級</td> <td style="text-align: right;"><u>414,600</u> 円</td> <td style="text-align: right;"><u>20,220円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,640円</u></td> </tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>171,000円</u>	日額	<u>10,060円</u>	時間額	<u>1,320円</u>	勤務1回当たりの額	<u>22,440円</u>	月額等の区分	金額	月額	<u>393,000円</u>	日額	<u>19,170円</u>	略		給料表	職 務 の 級	報酬の額の上限			月額	日額	時間額	教育職 給料表 (1)	特 2	<u>434,900</u>	<u>21,210円</u>	<u>2,770円</u>	級	円			教育職 給料表	特 2 級	<u>414,600</u> 円	<u>20,220円</u>	<u>2,640円</u>	<p>(第1号会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>169,500円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>9,970円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td>勤務1回当たりの額</td> <td style="text-align: right;"><u>22,100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 給与条例第16条の15第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>393,800円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>19,210円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 給与条例第16条の15第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級及び同号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める職務の級及び同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">給料表</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職 務 の 級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">報酬の額の上限</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">月額</th> <th style="text-align: center;">日額</th> <th style="text-align: center;">時間額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育職 給料表 (1)</td> <td style="text-align: center;">特 2</td> <td style="text-align: right;"><u>435,800</u></td> <td style="text-align: right;"><u>21,260円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,780円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">級</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育職 給料表</td> <td style="text-align: center;">特 2 級</td> <td style="text-align: right;"><u>415,400</u> 円</td> <td style="text-align: right;"><u>20,260円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,650円</u></td> </tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>169,500円</u>	日額	<u>9,970円</u>	時間額	<u>1,300円</u>	勤務1回当たりの額	<u>22,100円</u>	月額等の区分	金額	月額	<u>393,800円</u>	日額	<u>19,210円</u>	略		給料表	職 務 の 級	報酬の額の上限			月額	日額	時間額	教育職 給料表 (1)	特 2	<u>435,800</u>	<u>21,260円</u>	<u>2,780円</u>	級	円			教育職 給料表	特 2 級	<u>415,400</u> 円	<u>20,260円</u>	<u>2,650円</u>
月額等の区分	金額																																																																																
月額	<u>171,000円</u>																																																																																
日額	<u>10,060円</u>																																																																																
時間額	<u>1,320円</u>																																																																																
勤務1回当たりの額	<u>22,440円</u>																																																																																
月額等の区分	金額																																																																																
月額	<u>393,000円</u>																																																																																
日額	<u>19,170円</u>																																																																																
略																																																																																	
給料表	職 務 の 級	報酬の額の上限																																																																															
		月額	日額	時間額																																																																													
教育職 給料表 (1)	特 2	<u>434,900</u>	<u>21,210円</u>	<u>2,770円</u>																																																																													
	級	円																																																																															
教育職 給料表	特 2 級	<u>414,600</u> 円	<u>20,220円</u>	<u>2,640円</u>																																																																													
月額等の区分	金額																																																																																
月額	<u>169,500円</u>																																																																																
日額	<u>9,970円</u>																																																																																
時間額	<u>1,300円</u>																																																																																
勤務1回当たりの額	<u>22,100円</u>																																																																																
月額等の区分	金額																																																																																
月額	<u>393,800円</u>																																																																																
日額	<u>19,210円</u>																																																																																
略																																																																																	
給料表	職 務 の 級	報酬の額の上限																																																																															
		月額	日額	時間額																																																																													
教育職 給料表 (1)	特 2	<u>435,800</u>	<u>21,260円</u>	<u>2,780円</u>																																																																													
	級	円																																																																															
教育職 給料表	特 2 級	<u>415,400</u> 円	<u>20,260円</u>	<u>2,650円</u>																																																																													

(2)					(2)				
研究職 給料表	3級	<u>405,500</u> 円	<u>19,780円</u>	略	研究職 給料表	3級	<u>406,300</u> 円	<u>19,820円</u>	略
医療職 給料表 (1)	2級	<u>480,400</u> 円	<u>23,430円</u>	<u>3,060円</u>	医療職 給料表 (1)	2級	<u>481,400</u> 円	<u>23,480円</u>	<u>3,070円</u>
医療職 給料表 (2)	5級	<u>387,400</u> 円	<u>18,900円</u>	<u>2,470円</u>	医療職 給料表 (2)	5級	<u>388,200</u> 円	<u>18,940円</u>	<u>2,480円</u>
医療職 給料表 (3)	4級	<u>375,900</u> 円	<u>18,340円</u>	略	医療職 給料表 (3)	4級	<u>376,600</u> 円	<u>18,370円</u>	略
海事職 給料表	4級	<u>432,500</u> 円	<u>21,100円</u>	略	海事職 給料表	4級	<u>433,400</u> 円	<u>21,140円</u>	略
5 略					5 略				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第13のウからキまでを次のように改める。

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	2	1	1
30	10	3	1	1
31	11	4	1	1
32	12	5	1	1

33	13	6	1	1
34	14	7	1	1
35	15	8	1	1
36	16	9	1	1
37	17	10	1	1
38	18	11	1	1
39	19	12	1	1
40	20	13	1	1
41	21	14	1	1
42	22	15	1	2
43	23	16	1	3
44	24	17	1	4
45	25	18	1	5
46	26	19	1	6
47	27	20	1	7
48	28	21	1	8
49	29	22	1	9
50	29	23	1	10
51	30	24	1	11
52	30	25	1	12
53	31	26	1	13
54	31	27	2	14
55	32	28	3	15
56	32	29	4	16
57	33	30	5	17
58	33	30	6	18
59	34	31	7	19
60	34	32	8	20
61	35	33	9	21
62	35	34	10	22
63	36	35	11	23
64	36	36	12	24
65	37	37	13	25
66	37	38	14	25
67	38	39	15	26
68	38	40	16	26
69	39	41	17	27
70	39	42	18	27
71	40	43	19	28
72	40	44	20	28
73	41	45	21	29
74	41	46	22	29
75	42	47	23	30
76	42	48	24	30

77	43	49	25	31
78	43	50	26	31
79	44	51	27	32
80	44	52	28	32
81	45	53	29	33
82	46	53	30	33
83	47	54	31	33
84	48	55	32	34
85	49	55	33	34
86	49	56	34	34
87	50	57	35	35
88	50	58	36	35
89	51	59	37	35
90	51	59	38	
91	52	60	39	
92	52	61	40	
93	53	62	41	
94	53	63	42	
95	53	64	43	
96	54	65	44	
97	54	66	45	
98	54	66	46	
99	55	67	47	
100	55	68	48	
101	55	69	49	
102	56	69	49	
103	56	70	50	
104	56	71	50	
105	57	71	51	
106	57	72	51	
107	57	73	52	
108	58	74	52	
109	58	74	53	
110	58	75	53	
111	59	76	54	
112	59	76	54	
113	59	77	55	
114	60	77	55	
115	60	78	56	
116	60	78	56	
117	61	78	57	
118	61	79	57	
119	61	79	57	
120	61	79	57	

121	61	80	57	
122	62	80	57	
123	62	80	57	
124	62	80	57	
125	62	80	57	
126	62	81	57	
127	63	81	57	
128	63	81	57	
129	63	81	58	
130	63	81	58	
131	63	82	58	
132	64	82	58	
133	64	82	59	
134	64	82	59	
135	64	82	59	
136	64	83	59	
137	65	83	60	
138	65			
139	65			
140	65			
141	65			
142	66			
143	66			
144	66			
145	66			
146	66			
147	67			
148	67			
149	67			
150	67			
151	67			
152	68			
153	68			

備考 この表の昇格後の号給の3級欄に定める号給は、職務の級2級から3級へ昇格させた場合の号給であり、職務の級特2級から3級へ昇格させた場合の号給は、人事委員会が別に定める。

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1

7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	2	1	1
42	34	3	1	1
43	35	4	1	1
44	36	5	1	1
45	37	6	1	1
46	38	7	1	1
47	39	8	1	1
48	40	9	1	1
49	41	10	1	1
50	41	11	2	1

51	42	12	3	1
52	42	13	4	1
53	43	14	5	1
54	43	15	6	1
55	44	16	7	1
56	44	17	8	1
57	45	18	9	1
58	45	19	10	2
59	45	20	11	3
60	46	21	12	4
61	46	22	13	5
62	46	23	14	6
63	47	24	15	7
64	47	25	16	8
65	47	26	17	9
66	48	27	18	10
67	48	28	19	11
68	48	29	20	12
69	49	30	21	13
70	50	30	22	14
71	51	31	23	15
72	52	32	24	16
73	53	33	25	17
74	53	34	26	18
75	54	35	27	19
76	54	36	28	20
77	55	37	29	20
78	55	38	30	20
79	56	39	31	20
80	56	40	32	20
81	57	41	33	21
82	57	42	34	21
83	58	43	35	21
84	58	44	36	21
85	59	45	37	21
86	59	46	38	22
87	60	47	39	22
88	60	48	40	22
89	61	49	41	22
90	61	49	42	22
91	61	50	43	23
92	62	51	44	23
93	62	52	45	23
94	62	53	46	23

95	63	54	47	23
96	63	55	48	23
97	63	55	49	24
98	64	56	50	24
99	64	57	51	24
100	64	58	52	24
101	65	58	53	25
102	65	59	54	25
103	65	59	55	26
104	65	60	56	26
105	65	61	57	27
106	65	61	58	
107	65	62	59	
108	66	63	60	
109	66	64	61	
110	66	65	61	
111	66	66	62	
112	66	67	62	
113	66	68	63	
114	66	68	63	
115	67	69	64	
116	67	70	64	
117	67	70	65	
118	67	71	66	
119	67	72	67	
120	67	72	68	
121	67	73	69	
122	68	74	69	
123	68	74	70	
124	68	75	70	
125	68	76	71	
126		76	71	
127		77	72	
128		77	72	
129		78	73	
130		79	73	
131		79	74	
132		80	74	
133		80	74	
134		80	74	
135		81	74	
136		81	74	
137		81	74	
138		81	74	

139		82	74	
140		82	74	
141		83	74	
142		83	74	
143		83	74	
144		84	74	
145		84	74	
146		84	74	
147		85	75	
148		85	75	
149		85	75	

備考 この表の昇格後の号給の3級欄に定める号給は、職務の級2級から3級へ昇格させた場合の号給であり、職務の級特2級から3級へ昇格させた場合の号給は、人事委員会が別に定める。

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8

29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	30	21
47	23	15	31	22
48	24	16	32	22
49	25	17	33	23
50	26	18	34	23
51	27	19	35	24
52	28	20	36	24
53	29	21	37	25
54	29	22	38	25
55	30	23	39	26
56	30	24	40	26
57	31	25	40	26
58	31	26	41	26
59	32	27	41	27
60	32	28	41	27
61	33	29	42	27
62	33	30	42	28
63	34	31	42	28
64	34	32	43	28
65	35	33	43	29
66	35	33	43	29
67	36	34	44	29
68	36	34	44	30
69	37	35	44	30
70	37	35	45	30
71	38	35	45	31
72	38	35	46	31

73	39	36	46	31
74	39	36	46	31
75	40	36	46	31
76	40	36	46	31
77	41	37	46	32
78	41	37	46	32
79	42	37	46	32
80	42	38	47	32
81	43	38	47	33
82	43	38	47	
83	44	39	48	
84	44	39	48	
85	45	39	48	
86	46	40	49	
87	47	40	49	
88	48	40	50	
89	49	41	50	
90	49	41	51	
91	50	41	51	
92	50	42	52	
93	51	42	52	
94	51	42	53	
95	52	43	53	
96	52	43	53	
97	53	43	53	
98	53	44	54	
99	54	44	54	
100	54	44	54	
101	55	45	54	
102	55	45		
103	56	45		
104	56	45		
105	57	45		
106	57	45		
107	57	45		
108	57	45		
109	57	45		
110	57	45		
111	58	45		
112	58	46		
113	58	46		
114	58	46		
115	58	46		
116	58	46		

117	59	46		
118	59	46		
119	59	46		
120	59	46		
121	59	46		
122	59			
123	60			
124	60			
125	60			
126	60			
127	60			
128	60			
129	60			
130	60			
131	60			
132	60			
133	61			
134	61			
135	61			
136	61			
137	61			
138	61			
139	61			
140	61			
141	61			
142	61			
143	61			
144	61			
145	62			
146	62			
147	62			
148	62			
149	62			
150	62			
151	62			
152	62			

カ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1

6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	26	31	23
48	26	32	24
49	27	33	25

50	27	34	26
51	28	35	27
52	28	36	28
53	29	37	29
54	29	37	30
55	29	38	31
56	29	38	32
57	30	39	33
58	30	39	34
59	30	40	35
60	30	40	36
61	31	41	37
62	31	41	37
63	31	42	38
64	31	42	38
65	32	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	
83		49	
84		49	
85		49	

キ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1

6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25

50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	33	42	46	38	37	27
59	34	43	47	39	37	27
60	34	44	48	40	38	27
61	35	45	49	41	38	27
62	35	46	50	41	38	27
63	36	47	51	41	39	28
64	36	48	52	42	39	28
65	37	49	53	42	39	28
66	38	50	54	42	40	
67	39	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	41	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	42	55	61	45	41	
74	42	55	61	45	42	
75	43	56	62	45	42	
76	43	56	62	45	42	
77	43	57	63	46	42	
78	44	57	63	46	43	
79	44	58	64	46	43	
80	44	58	64	46	43	
81	45	59	65	47	43	
82	45	59	65	47	44	
83	46	60	66	47	44	
84	46	60	66	47	44	
85	47	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		

94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74	51		
107			74	52		
108			74	52		
109			74	52		
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			
114			75			
115			75			
116			75			
117			76			
118			76			
119			76			
120			77			
121			77			
122			78			
123			78			
124			79			
125			79			

別表第13のケを次のように改める。

ケ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1

9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	1	2	6
19	1	1	3	7
20	1	1	4	8
21	1	1	5	9
22	1	2	6	10
23	1	3	7	11
24	1	4	8	12
25	1	5	9	13
26	1	6	10	14
27	1	7	11	15
28	1	8	12	16
29	1	9	13	17
30	1	10	14	18
31	1	11	15	19
32	1	12	16	20
33	1	13	17	21
34	1	14	18	22
35	1	15	19	23
36	1	16	20	24
37	1	17	21	25
38	2	18	21	26
39	3	19	22	27
40	4	20	22	28
41	5	21	23	29
42	6	22	23	30
43	7	23	24	31
44	8	24	24	32
45	9	25	25	33
46	10	25	25	34
47	11	26	26	35
48	12	26	26	36
49	13	27	27	37
50	14	27	27	37
51	15	28	28	37
52	16	28	28	38

53	17	29	29	38
54	18	30	30	38
55	19	31	31	39
56	20	32	32	39
57	21	33	33	39
58	22	33	33	40
59	23	34	33	40
60	24	34	33	40
61	25	35	34	41
62	25	35	34	41
63	26	36	34	42
64	26	36	34	42
65	27	37	35	43
66	27	37	35	43
67	28	38	35	44
68	28	38	35	44
69	29	39	36	45
70	30	39	36	45
71	31	40	36	46
72	32	40	36	46
73	33	41	37	46
74	34	41	37	46
75	35	41	37	46
76	36	42	37	47
77	37	42	38	47
78	38	42	38	47
79	39	43	38	47
80	40	43	38	47
81	41	43	39	48
82	41	44	39	48
83	42	44	39	48
84	42	44	39	48
85	43	45	39	48
86	43	45	40	49
87	44	45	40	49
88	44	45	40	49
89	45	45	40	49
90	46	46	40	
91	47	46	41	
92	48	46	41	
93	49	46	41	
94	49	46	41	
95	50	47	41	
96	50	47	42	

97	51	47	42	
98	51	47	42	
99	52	47	42	
100	52	47	42	
101	53	47	43	
102	53	47		
103	54	47		
104	54	47		
105	55	48		
106	55	48		
107	56	48		
108	56	48		
109	57	48		
110	57	48		
111	57	48		
112	58	48		
113	58	49		
114	58			
115	59			
116	59			
117	59			
118	60			
119	60			
120	60			
121	61			
122	61			
123	61			
124	62			
125	62			
126	62			
127	63			
128	63			
129	63			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(号給の調整)

2 平成23年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第3号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）							
給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				給料表	職務の級	区分	管理職手当月額			
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員					特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員	
			再任用職員	再任用職員	再任用職員	再任用職員				再任用職員	再任用職員	再任用職員	再任用職員
行政職給料表	8級	1種	<u>116,700</u>	99,800	103,400	87,800	行政職給料表	8級	1種	<u>117,000</u>	99,800	103,400	87,800
			円	円	円	円				円	円	円	円
			略							略			
略						略							
備考 略						備考 略							

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立厚生 病院</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>がん相談支援センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外来化学療法室</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 25%;">職員支援室</td> <td> 1 職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 職員の相談支援に関すること。 3 院内保育に関すること。 4 職員支援室の管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>外来化学療法室</td> <td> 1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。 </td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>(職制)</p>	略		鳥取県立厚生 病院	略		がん相談支援センター		外来化学療法室	略		略		職員支援室	1 職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 職員の相談支援に関すること。 3 院内保育に関すること。 4 職員支援室の管理に関すること。	外来化学療法室	1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。	略		<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立厚生 病院</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>がん相談支援センター</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 25%;">職員支援室</td> <td> 1 職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 職員の相談支援に関すること。 3 院内保育に関すること。 4 職員支援室の管理に関すること。 </td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>(職制)</p>	略		鳥取県立厚生 病院	略		がん相談支援センター	略		略		職員支援室	1 職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 職員の相談支援に関すること。 3 院内保育に関すること。 4 職員支援室の管理に関すること。	略	
略																																	
鳥取県立厚生 病院	略																																
	がん相談支援センター																																
	外来化学療法室																																
略																																	
略																																	
職員支援室	1 職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 職員の相談支援に関すること。 3 院内保育に関すること。 4 職員支援室の管理に関すること。																																
外来化学療法室	1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。																																
略																																	
略																																	
鳥取県立厚生 病院	略																																
	がん相談支援センター																																
略																																	
略																																	
職員支援室	1 職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 職員の相談支援に関すること。 3 院内保育に関すること。 4 職員支援室の管理に関すること。																																
略																																	

<p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、<u>外来化学療法室</u>、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、救命救急センター、集中治療センター、周産期母子センター、患者支援センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター及びがんセンターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>	<p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、救命救急センター、集中治療センター、周産期母子センター、患者支援センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター及びがんセンターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>
---	--

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。